

8月1日(月)から新しくなります

国民健康保険の高齢受給者証と 後期高齢者医療制度の被保険者証

**高齢受給者証と
被保険者証が届きます**

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の人の新しい高齢受給者証と、75歳以上(一定の障害がある人は65歳以上)の人の新しい後期高齢者医療制度の被保険者証を7月中旬から郵送します。誤りがないか、確認をしてください。

現在使用している受給者証と被保険者証は、7月31日(日)で期限が切れます。

**限度額適用認定証などの
申請を忘れずに**

この制度には、入院したときの医療費を自己負担限度額までとする「限度額適用認定証」や食事代を減額する「標準負担額減額認定証」があります。これらを病院の窓口提出すると、支払い(保険適用分)が少なくなります。

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の対象

対象	所得区分	交付申請できる認定証
国民健康保険	70歳未満	住民税課税世帯 限度額適用認定証
		住民税非課税世帯 限度額適用・標準負担額減額認定証または標準負担額減額認定証
	70歳以上75歳未満	住民税課税世帯 高齢者受給者証を提示することで、自己負担限度額までの請求となります。
		住民税非課税世帯 限度額適用・標準負担額減額認定証または標準負担額減額認定証
後期高齢者医療制度	●75歳以上 ●65歳以上75歳未満で一定の障害があり認定された人	住民税非課税世帯 限度額適用・標準負担額減額認定証

※75歳未満の人の「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付には、国民健康保険税を完納していることが条件となります。

申請し、認定されると限度額適用認定証などが発行され、申請した月の初日から有効になります。さかのぼっての認定はできませんので、申請漏れのない

よう注意してください。

現在使用している限度額適用認定証なども、7月31日(日)で期限が切れますので、国民健康保険に加入している人は、**再度申請が必要**です。なお後期高齢者医療の被保険者で、8月1日(月)以降も対象となる人には、新しい認定証を被保険者証と一緒に郵送します。

被災した人への免除など

今回の震災で「住家が全半壊した」「主たる生計維持者が失職した」などの場合は、一部負担金の免除や後期高齢者医療保険料の減免ができる場合があります。

申し込み・問い合わせ先
保険年金課
国民健康保険班

高齢者医療年金班

☎ 62・5331
☎ 62・5882

忘れずに!

障害基礎年金(20歳前の障害など)の 現況届



提出期限が迫っています

この届けは、受給者や家族の状態に変化がないか確認し、引き続き年金が支給されるかを決定する、年に1度の大切なものです。忘れずに提出しましょう。
対象／障害基礎年金を受けている人のうち、次のいずれかに該当する人です。

●20歳前に初診のある疾病による障害基礎年金を受けている
●障害福祉年金から移行し、障害基礎年金を受けている

※対象となる人には、6月下旬に日本年金機構が現況届の用紙を発送しています。

提出期限／7月29日(金)

提出場所／保険年金課(市県民税や所得税の申告をしている人は、各支所住民室にも提出できます)

なお年金を受け取るようになって1年未満の人と、ほかの公的年金を受け取るにより、引き続き障害基礎年金の支払いが全額停止となる人は、提出する必要はありません。

問い合わせ先

保険年金課高齢者医療年金班

☎ 62・5332